事業者向け説明会資料

令和9年4月以降の船員行政手続きのデジタル化について

令和8年11月

海事局船員政策課

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

船員行政手続きのデジタル化の全体像

国土交通省

船員行政デジタル化の基本的な考え方

法的効果を失わないことを前提に、船員行政手続のデジタル化を実現

1. 窓口出頭の不要化
2. 船員以外の者による手続の拡大
3. 行政手続全体のBPR(※)の実施

※ BPR：行政手続の整理・統廃合を含む業務フローの抜本的な再構築

手続きの見直しとデジタル化

申請・届出



- ✓ 国民からの申請・届出は全てオンライン可
- ✓ データ活用により一度提出した情報の再提出を不要に（ワンスオンリー）

資格証明



- ✓ 船員手帳への記載等から電子証明書へ移行
- ✓ 電子証明書はオンライン受領可能

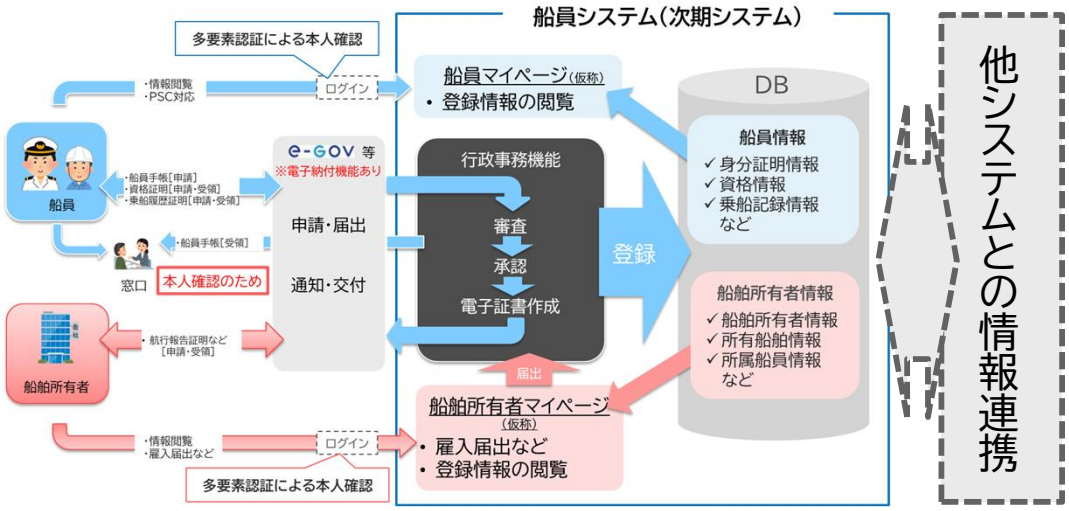
船員手帳



- ✓ 船員IDを付与し、情報を一元管理
- ✓ 手書き欄のデジタル化により、陸上（船員以外）でも処理が可能に
- ✓ 情報網羅型から身分証明に特化

システム整備

- ✓ 行政手続デジタル化3原則に従った船員システムを整備するとともに、他システムとの連携も視野に、更なる負担軽減・業務効率化を推進
- ✓ オンラインで申請・届出された情報を閲覧できるマイページ機能を構築



船員行政手続のデジタル化の現状

国土交通省

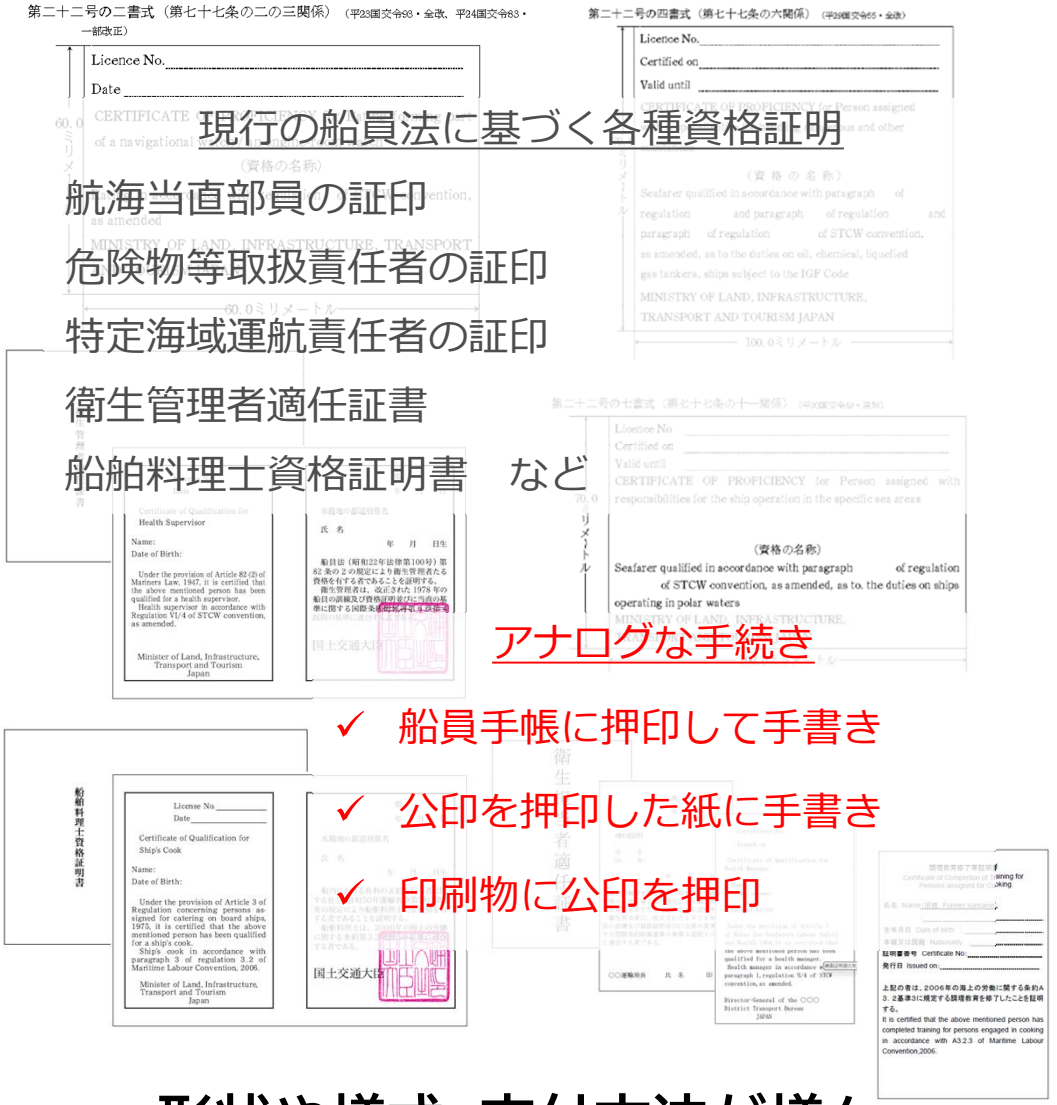
令和8年4月よりデジタル化開始(※)	令和9年4月よりデジタル化予定
手続	手続
航海当直部員の認定	船員手帳(申請受理・審査・発給)
危険物取扱責任者の認定	雇入契約(届出受理・審査)
衛生管理者資格の認定	事業状況報告
救命艇手資格の認定	災害疾病状況報告
旅客船教育訓練修了者等の確認	就業規則の届出
船舶料理士資格証明書の申請	時間外労働に関する協定の提出
調理教育修了等の確認	航行に関する報告
衛生担当者資格の認定	航行に関する報告の証明
高速旅客船教育訓練修了者の確認	欠員航行に関する届出・許可
消火作業指揮者適任証書の交付	補償休日労働に関する労使協定の届出
特定海域運行責任者の認定申請	休息時間の分割に関する労使協定の届出

※　令和8年4月からのデジタル化開始手続きは、
申請受理・審査・電子証書交付手続き

資格証明に係る手続の見直し　～航海当直部員等～

国土交通省

見直し前：船員法に基づく各種資格証明



現行の船員法に基づく各種資格証明

航海当直部員の証印

危険物等取扱責任者の証印

特定海域運航責任者の証印

衛生管理者適任証書

船舶料理士資格証明書　など

アナログな手続き

- ✓ 船員手帳に押印して手書き
- ✓ 公印を押印した紙に手書き
- ✓ 印刷物に公印を押印

形状や様式、交付方法が様々

見直し後（R8.4.1～）：電子証明書の発行

- ✓ 船員手帳の記載事項からは削除
- ✓ デジタル化後は電子証明書として発行・交付
- ✓ 二次元コード参照により証明書の有効性を確認可
- ✓ 申請及び電子証明書の受領はe-Govを想定
- ✓ 受領後の電子証明書は船員マイページで閲覧可



二次元コード参照により有効性を証明





船員手帳について

船員手帳の見直し（令和9年4月～）

国土交通省

令和9年3月31日まで発給

- 情報網羅型
- 記載事項に係る証印や官庁受理印等を受けるため地方運輸局等への出頭が必要



- 身分証明
- 官庁記事
- 船員法に基づく資格証明
- 雇入契約（乗船履歴）証明
- 社会保険加入記録
- 健康証明
- 労務管理記録【任意記載】
- 資格保有記録【任意記載】

令和9年4月1日以降に発給



- □ 記載事項は身分証明に係る機能に特化
- □ 現行の船員手帳が有している上陸・下船に係るパスポート同等機能を維持（官庁記事ページを維持／手帳の形態を存続）
- □ ID/ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ/ﾊﾟｽﾜｰﾄﾞを設定して船員マイページと紐付
- □ 船員手帳には船員マイページへのリンク先二次元バーコードを掲載し、デジタル化後の情報アクセス利便性を確保

※ 上記を踏まえ身分証明欄等のデザインを作成中

船員マイページ

- □ 資格証明等に係る情報は、船員マイページから閲覧可能（多要素認証による本人確認など高いセキュリティーレベルを確保）
- □ 現行の船員手帳記載事項のうちPSCで求められる資格証明や雇入契約等に係る情報を網羅

新船員手帳の構成（イメージ）

国土交通省

表紙



1ページ目
国土交通大臣の印影



2ページ目
地紋のみ



3ページ目
身分情報（船員ID等）



偽造防止フィルムを貼付予定

4ページ目
受有者の心得、船員マイページログイン用QR



5～13ページ目
官庁記事



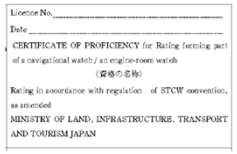
14ページ目
緊急連絡先



※ 内容の詳細については、未確定なので、変更の可能性があることにご留意ください。

現在保有している船員手帳等の取扱い

国土交通省

現在、船員手帳をお持ちの方	令和9年4月以降の取扱い
身分証明・官庁記事 現行様式 	**<u>有効期間満了日まで引き続き使用可能</u>** （新様式への移行時） ・**<u>訂正、再交付、書換えの際</u>**に新様式を交付 
船員法に基づく資格の証明 証印による資格証明 	**<u>有効期間満了日まで引き続き使用可能</u>** （新様式への移行時） ・**<u>船員手帳交付時</u>**に官庁記事欄に証印転記 ・令和8年4月以降、**<u>オンライン申請により</u>**適任証書（電子証明書）の交付開始済み 
雇入契約（乗船履歴）証明 第六・七表 	**<u>有効期間満了日まで引き続き使用可能</u>** （新様式への移行時） ・**<u>オンラインで雇入届出を行うことで</u>**、船員マイページからの閲覧が可能 ・新様式への移行後、**<u>オンラインからの雇入届出をしない場合</u>**には、「勤務に関する事項を記載した書面」（船員法施行規則第11号の2書式）により証明可能 （過去の乗船履歴については、当該船員マイページに蓄積されない）

船員手帳の申請から交付に係る想定フロー

国土交通省

R9.3.31まで

申請者

開庁日のみ
申請可能

・紙書類の準備
・手数料の用意

移動

窓口

窓口※への出頭※地方運輸局等や指定市町村

審査

船員手帳

窓口での当日対面交付

R9.4.1以降

オンライン申請

申請者

24時間・土日祝日
申請可能

e-Gov

申請事項や必要書類を
オンライン上で送付
※審査完了後に手数料を
電子納付

Pay-easy

【国土交通本省】

・船員手帳に係る
審査及び発行

・審査終了
・受取可能予定日
を通知

申請者

出頭

船員手帳

交付

窓口申請

申請者

開庁日のみ
申請可能

【地方運輸局等】

窓口

e-Gov

※職員が入力

所要2～3日程度
(地域により差異有)

手数料に係る
収入印紙等を送付

審査完了・
船員手帳送付

所要2～3日程度
(地域により差異有)

【地方運輸局等】

窓口

○令和９年４月１日以降、船員手帳申請者は以下の手続きを行っていただく想定

- ✓ 申請書類及び添付書類の提出（オンラインの場合には出頭不要）
- ✓ 地方運輸局等で船員手帳の受け取り

オンライン申請の場合には、**窓口の閉庁日にも24時間365日船員手帳の申請が可能**

船員手帳申請者に係る手続きの差異

国土交通省

船員手帳発給事務			
	現行(窓口)	今後(オンライン)	今後(窓口入力)
出頭(申請時)	有	無	有
申請時の窓口での待機	有 (受付・審査・発行の間)	無	有(受付)
即日交付の可否	可	不可	不可
出頭(受取時)	有(申請時と同様)	有	有

青字:業務削減部分
赤字:新規業務部分

船員マイページとは

国土交通省

船員が、自身の保有する資格証明（電子証明書が発行されたものに限る）や乗船履歴（オンラインで雇入れ手続が行われたものに限る）等の情報をオンラインで閲覧できる機能。

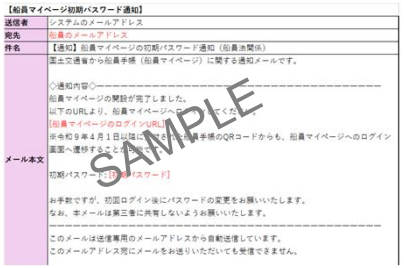
マイページの開設方法フロー

① 船員手帳の受取り完了



② 受取り完了がシステムで確認されると、申請者（船員）のメールアドレスに船員マイページの初回ログイン用PWが送付される。





③ 船員ID及び初回ログインPWを使用し、任意のパスワードを設定する（2回目以降のログインはこのパスワードでログイン）。

④ パスワード設定を完了すると、申請者（船員）のメールアドレスへ認証コードが通知されるので、これを船員マイページに入力するとログインが可能となる。⇒**多要素認証（二要素認証）**。



多要素認証画面

入力すると・・・



ログイン後画面イメージ（スマートフォン）

船員マイページで閲覧可能な情報

・船員手帳の身分情報（顔写真、署名は除く）
・乗下船履歴（雇入履歴）
-船舶の情報（船名、船舶所有者名、船舶番号、総トン数等）、雇入期間、雇入契約書の写し
・雇用情報
-船舶所有者名、社会保険（船員保険、労働者災害補償保険、雇用保険）の写し、健康証明書の写し
・電子証明書
-船員法関係の電子証書（令和7年度から発給開始）

※ 現行様式船員手帳を受有する方についても、船員マイページを使用する方法を設ける予定です。詳細な方法については調整中であり、追ってお知らせ致します。

雇入届出について

船舶所有者マイページとは

国土交通省

船舶所有者が、自社所有の船舶及び所属の船員に関する情報を登録するとともに、一定の登録・届出手続き（可能な手続きについては以下に記載。）行うことを可能と機能。

マイページの開設方法フロー

① e-Gov電子申請アプリケーションから船舶所有者マイページの利用登録を実施。利用登録の際に必要な情報は以下のとおり。

船舶所有者の氏名又は名称、船舶所有者の住所、主たる労務管理事務所の名称、労務管理責任者、労働組合の名称、労働協約の有無、加盟船舶所有者団体の名称、法人番号、船員派遣事業許可番号　等

② 登録が受理されれば、労務管理責任者のメールアドレスに船舶所有者ID及びの初回ログイン用PWが送付される。





③ 船舶所有者ID及び初回ログインPWを使用し、任意のパスワードを設定する（2回目以降のログインはこのパスワードでログイン）。

④ パスワード設定を完了すると、労務管理責任者のメールアドレスへ認証コードが通知されるので、これを船員マイページに入力するとログインが可能となる。⇒**多要素認証（二要素認証）**。



多要素認証画面

入力すると・・・



ログイン後画面イメージ（PC）

船舶所有者マイページで可能な手続き

- 雇入（止）
  - -所有船舶登録（変更、削除）
  - -所属船員登録（変更、削除）
- 111条（事業状況、災害疾病発生状況）報告
- 就業規則の届出、各種協定（）の届出
- 航行に関する報告
- 欠員の届出、欠員許可の申請

船舶所有者マイページで取扱う情報

- 上記登録した、船舶、船員の情報
- 111条報告の過去の報告内容（マイページから実施したもののみ）
- 就業規則の受理通知書、各種協定の届出の受理通知書（マイページから実施したのみ）
- 航行に関する報告の内容（マイページから実施したもののみ）
- 欠員の届出受理証、欠員許可証（マイページから実施したもののみ）
- 雇入（止）の受理内容（マイページから実施したもののみ）
  - -海員名簿（一～六表）

オンラインでの雇入届出に係る想定フロー

国土交通省

窓口届出(従前どおり)

申請者

・紙書類の準備

移動

窓口※への出頭※地方運輸局等や指定市町村

・受理
・確認

オンライン届出

事前の準備

船舶所有者

船員システムを通じて、
・所属船員情報
・所有船舶情報
を事前に入力

船舶に関する情報(例)※
- 船舶番号
- 船名
- 総トン数
- 航行区域
- 主機の出力
- 配乗に関する特例

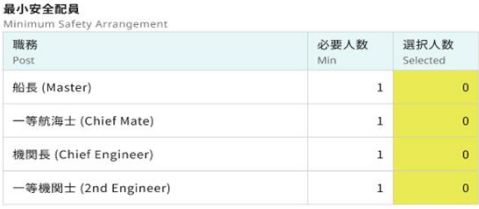
等

船員に関する情報(例)※
- 船員の氏名
- 船員ID(船員を識別する番号)
- 給料の支払者(船舶所有者)
- 所属開始年月日
- 資格の情報(海技資格、適任証書、訓練記録)
- 健康証明書

等

※根拠となる書類を添付、変更が生じた際は変更手続き

【地方運輸局等】
・必要な乗組員数や必要な資格等を示す最小安全配員表を作成



雇入の届出

船舶所有者

①登録した船舶を選択

②事前に作成された最小安全配員表に沿って必要な船員を配乗

【地方運輸局等】
・受理
・事前に登録された最小安全配員表に沿って、必要な人数や資格を充足しているかを確認

③海員名簿をダウンロード

※ 現行様式・新様式のいずれの船員手帳を有していても、 オンラインでの雇入届出手続きは可能

○令和９年４月１日以降、船舶所有者には以下の手続きを行っていただく想定（オンラインの場合のみ。窓口での手続きは現在と同じ。）

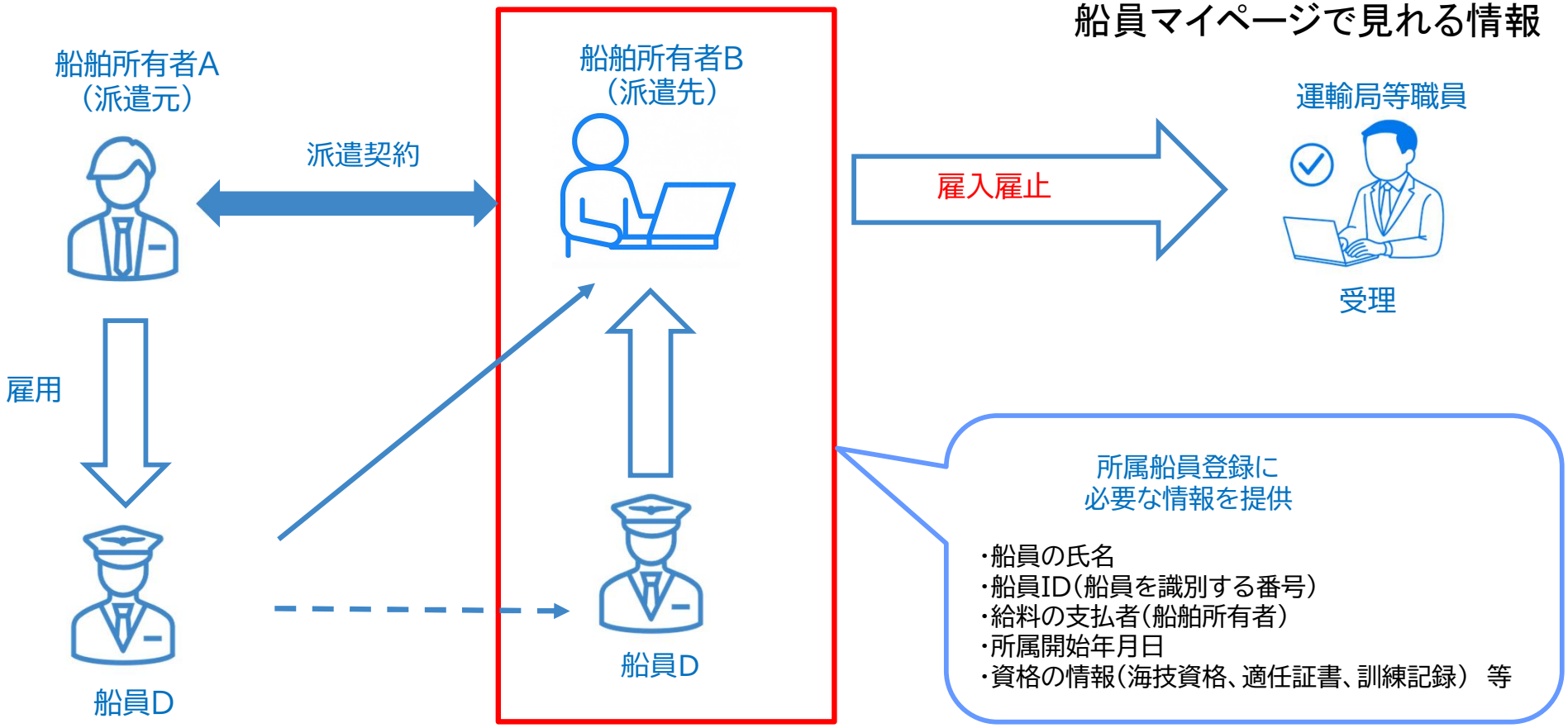
✓ 船舶情報及び船員情報に関する情報を事前に登録

✓ 雇入手続き時に、事前に登録された情報から必要な人数及び資格を有する船員を配乗

船舶・船員関連情報を**事前入力**することで、**雇入手続きの度に準備する書類の提出を省略**することが可能となり、**申請者の負担軽減につながる**

オンラインでの雇入届出時における派遣船員の取扱い

国土交通省



派遣期間に限り、船舶所有者Bの所属船員として登録

窓口で雇入届出を行う場合の船員手帳等への記載に関する想定フロー

国土交通省

	現行様式の船員手帳の場合	新様式の船員手帳の場合
雇入契約関係	船員手帳の第6・7表に、船長が雇入れや雇止めに係る情報を記載	船員の勤務に関する記録（船員法施行規則第11号の2書式）に、船舶所有者が雇入れや雇止めに係る情報を記載
船員保険関係	・船員手帳第11表に、船長が「船員保険記号番号」、「資格取得年月日」及び「船舶所有者の氏名又は名称」欄に記載、又は、 ・資格確認書の写し若しくは資格情報のお知らせの写しを添付	資格確認書の写し若しくは資格情報のお知らせの写しを添付
労働者災害補償保険関係	・船員手帳第12表に、船長が「労働保険番号」及び「船舶所有者の氏名又は名称」欄に記載、又は、 ・保険関係成立届の写しを添付	保険関係成立届の写しを添付
雇用保険関係	・船員手帳第13表に、船長が「被保険者番号」、「資格取得年月日」及び「船舶所有者の氏名又は名称」欄に記載、又は、 ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付	雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写しを添付
健康証明書	船員手帳第14～16表に、医師が必要事項を記載	健康証明書及び健康記録書（新設予定）に、医師が必要事項を記載

船舶所有者が行う雇入届出の際に行う手続きの差異

国土交通省

雇入契約の成立等の届出事務		
	窓口（現行・今後）	オンライン（今後）
・船舶所有者マイページ開設 ・所有船舶、所属船員の登録	－	有 （初期情報として一度システムにて作業）
雇入届出手続き	・雇入届出手続き （所有船舶、所属船員に関する情報及び添付書類を都度提出）	・雇入届出手続き （所有船舶、所属船員に関する情報及び連符書類の都度提出なし）

青字：業務削減部分
赤字：新規業務部分

船員法第111条報告（事業状況報告・災害疾病報告）に係る想定フロー

国土交通省

R9.3.31まで

現行

調査票配付



船舶所有者に調査票が到達

報告

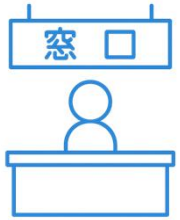
船舶所有者



報告書の準備
窓口（運輸局等）への出頭

報告提出

受付



R9.4.1以降

オンライン

報告案内



船舶所有者マイページ開設済みの船舶所有者に
報告案内の通知が到達

報告

船舶所有者



船舶所有者マイページ
から直接報告

報告提出

受付

運輸局等



窓口

調査票配付



マイページ未開設の船舶所有者に
調査票が到達

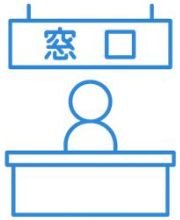
報告

船舶所有者



報告書の準備
窓口（運輸局等）への出頭

報告提出



オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減

就業規則等の届出に係る想定フロー

国土交通省

窓口申請（従前どおり）

申請者
（船舶所有者）



開庁日のみ
届出可能

・就業規則
・時間外労働協定
・補償休日労働協定
・休息時間分割協定

紙資料を持参し、出頭
・届出書　２通
・協定書　２通　等

【地方運輸局等】

※支局・海事事務所に提出があった場合は、写しを本局へ送付



受理

官庁受理印を押印した
届出書及び協定書を返却

申請者
（船舶所有者）



オンライン申請

申請者
（船舶所有者）



24時間・土日祝日
届出可能

・就業規則
・時間外労働協定
・補償休日労働協定
・休息時間分割協定

船員システム上で、
・届出事項の入力
・必要書類（協定書の写し等）の添付

【地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局運輸部を含む）】



受理

二次元バーコードが付与された受理通知書の送付

※受理した時点で自動送付

申請者
（船舶所有者）



船員システム上に、受理通知書及び届出た協定書の写しが保管（ダウンロード可能）。

オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減

航行報告に係る想定フロー

国土交通省

窓口申請（従前どおり）

申請者（原則船長）



開庁日のみ
届出可能

紙資料を持参し、出頭
・報告書　３通
・航海日誌

【地方運輸局等、（指定市町村、領事館）】



受理

官庁受理印を押印した
報告書及び航海日誌を返却

申請者
（原則船長）



オンライン申請

申請者　（原則船長）



24時間・土日祝日
届出可能

船員システム上で、
・報告事項の入力
・必要書類（航海日誌の写し）の添付



【地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局運輸部を含む）】



受理

受理されたら、
船舶所有者マイページ
に通知

船舶所有者マイページ



船員システム上で、
受理されたことが確認可能。

オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減

航行に関する報告の証明に係る想定フロー

国土交通省

窓口申請（従前どおり）

申請者 （船舶所有者or船長）



開庁日のみ
申請可能

紙資料等を持参し、出頭
・申請書
・報告書の写し
・航海日誌
・手数料

【地方運輸局等】



審査

押印した航行報告書の
写しを手交

申請者



オンライン申請

申請者 （船舶所有者or船長）



24時間・土日祝日
申請可能

e-Gov上で、申請事項を入力
※審査完了後に手数料を電子納付
※証明のオンライン申請は、航行報告をオンラインで行った場合のみ可能

【地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局運輸部を含む）】



審査

二次元バーコードが付与された航行報告証明書を送付

※手数料納付が
確認できた時点
で自動送付

申請者





e-Gov上で、証明書のダウンロードが可能

オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減

欠員届出・許可（船員法）に係る想定フロー

国土交通省

窓口申請（従前どおり）

申請者（船舶所有者）



開庁日のみ
届出可能

紙資料等を持参し、出頭
・届出書（任意様式）
・申請書（任意様式）

【地方運輸局等】



・届出/許可の内容の確認
・届出書、申請書への官庁印押印

↓

受理/許可

押印した届出書・申請書を手交 → 申請者

オンライン申請

申請者 （船舶所有者）



24時間・土日祝日
届出可能

船員システム上で、
☑届出か許可の申請を選択
・欠員の職名、資格
・欠員発生港、補充港　等
を入力

【地方運輸局（神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局運輸部を含む）】

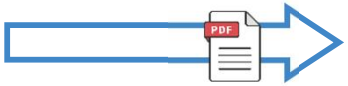


受理/許可



届出/申請が提出された時点で
受付通知書が自動送付

届出受理通知書・
欠員許可証の送付



申請者





オンラインでの届出の場合、出頭が不要となり、船舶所有者の負担軽減

船員法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正

国土交通省

令和８年10月第200回船員部会資料３に加筆

背景

○ 船員行政手続のオンライン化に伴い、各種手続においてオンライン申請が可能となるほか、船員手帳に係る手続の事務フローが変更されることから、各種手続に係る手数料について、見直しを行う必要がある。

政令案の概要

○ 船員システムの導入による事務処理時間の短縮及びオンライン化に伴う経費の発生を踏まえ、実費を勘案して以下のとおり手数料を改定する。

電子申請は対面申請よりも低額

手続		現行（～令和9年3月）	改正後（令和9年4月～）	
		対面申請	対面申請	電子申請
船員手帳　※	交付、再交付又は書換え	1,950円	4,200円	3,950円
	訂正	430円		
衛生管理者	適任証書の再交付	2,250円	2,800円	2,100円
	試験の受験	5,400円	6,100円	5,600円
	認定	2,600円	3,200円	2,450円
救命艇手	適任証書の再交付	2,150円	2,800円	2,100円
	試験の受験	5,000円	5,600円	5,200円
	認定	2,500円	3,200円	2,450円
【指定市町村で手続を行う場合】			（指定市町村への納付額＋国土交通省への納付額）	
船員手帳　※	交付、再交付又は書換え	1,950円	4,200円 （450円＋3,750円） 現金納付　収入印紙	3,950円 （200円＋3,750円） 現金納付　ペイジー/収入印紙
	訂正	430円		

※船員手帳については、令和9年4月から偽造防止加工等を施した新様式を導入するため、単価が上昇。

船員法施行規則・船内における食料の支給を行う者に関する省令の改正

国土交通省

令和８年10月第200回船員部会資料３

背景

○ 船員行政手続のオンライン化に伴い、オンライン申請が可能となることから、「航行報告の証明」並びに「船舶料理士資格証明書の交付及び再交付」に係る手数料について、見直しを行う必要がある。

概要

○ 船員システムの導入による事務処理時間の短縮及びオンライン化に伴う経費の発生を踏まえ、実費を勘案して以下のとおり手数料を改定する。

電子申請は対面申請よりも低額

【船員法施行規則】

手続	現行（～令和9年3月）	改正後（令和9年4月～）	
	対面申請	対面申請	電子申請
航行報告の証明	2,600円	3,050円	2,750円

※航行報告の証明は、航行報告を行った方法と同一の方法に限り申請することができる。
（窓口で行った航行報告については対面申請のみ、オンラインで行った航行報告については電子申請のみ。）

【船内における食料の支給を行う者に関する省令】

手続		現行（～令和9年3月）	改正後（令和9年4月～）	
		対面申請	対面申請	電子申請
船舶料理士資格証明書	交付	2,750円	3,150円	2,450円
	再交付	2,350円	2,800円	2,100円

スケジュール

○ パブコメ：令和8年11月下旬～12月下旬（予定）
○ 公布：令和8年1月下旬（予定）
○ 施行：令和9年4月1日